

ランク付け

1. ランク付けの方法

総まくり講座では、分野・論点・判例ごとに3段階（A>B>C）のランク付けをすることにより、分野・論点・判例ごとの重要度を明確にしております。

ランクは、予めテキスト・論証集の右余白に記載しております。

2. 論点ごとのランク付けの意味

以下は、論点ごとのランクに関するおおまかな意味です。

A：論点が顕在化する典型事例を正確に把握することにより論文試験で出題された場合に確実に事案から抽出できるようにしておく必要があるとともに、規範と理由のうちマーク箇所を正確に答案に書けるくらいに記憶していく必要があります。

B：なるべく、論点が顕在化する典型事例まで把握しておく必要があります。また、規範のうちマーク箇所は正確に答案に書けるくらいに記憶しておく必要があり、規範のうちアンダーライン箇所は大幅に意味が変わらない程度には正確に答案に書けるように記憶しておく必要があります。

C：仮に出題された場合に、何が問題になっているのかが全く分からない、問われている問題点に関する解釈として何を書けばいいのかが全く分からないといった事態を避けるために、「たしか、この分野・条文についてこういった論点があったはずである」、「判例・受験界通説の規範までは記憶していないが、解釈の結論くらいは知っている」というくらいの準備をしておくことが望ましいです。

ここでいう「判例・受験界通説の規範までは記憶していないが、解釈の結論くらいは知っている」とは、民法94条2項類推適用についての論点であれば「不実の不動産登記を信頼して取引関係に入った者であっても、一定の要件を満たせば、民法94条2項類推適用により、当該不動産の権利を取得することができたはずである」、民法94条2項の「第三者」と真の権利者からの譲受人との関係についての論点であれば「民法94条2項の「第三者」と真の権利者からの譲受人とは対抗関係に立つはずである」といったことくらいは想起できるようにしておく必要があります。

※1. 総まくり講座では上記2つの論点はいずれもAランク論点に位置づけております。Cランク論点について最低限必要とされる記憶の水準（記憶の水準をテキスト・論証集の記載からどこまで下げていいのか）を分かりやすく示すために、受験生のほとんどの方々が理由・規範まで記憶しているであろう上記2つの論点を取り上げた次第です。

マーク・アンダーラインの指示

1. マーク・アンダーラインの指示の方法

総まとめ講座のテキストには、理解のために読むべき記述と、記憶すべき記述とがあります。最終的には、記憶すべき記述だけを何度も読み込むことによりインプットをすることになりますから、記憶範囲とその優先度を明確にするために、4色の色分けに基づくマーク・アンダーラインの指示をしております。

マーク・アンダーラインの指示・反映の効率化を図るために、マーク・アンダーラインについては、講義中に口頭で逐一指示をするのではなく、テキストを映した専用動画により指示させていただきます。

したがって、本編の講義動画を視聴する前に、マーク・アンダーラインの指示動画に従い総まとめテキストにマーク・アンダーラインを引き、その後で講義動画を視聴して頂くことになります。

3～4秒おきに表示されるテキストのページが進みますので、1ページずつ、動画を一時停止して、マーク・アンダーラインの反映作業をして頂くことになります。

3段階のランク付けと4色のマーク・アンダーラインの指示により、記憶範囲とその優先度が明確になるため、効率的なインプットが可能になります。

2. 「細マーク」の廃止

去年までは、マーク・アンダーラインによる優先度の指示を、「太マーク」「細マーク（マーカーでアンダーラインを引く）」「アンダーライン（4色ボールペンでアンダーラインを引く）」という3つの段階に分けておりました。

今年は、記憶範囲ごとの優先度をより一層明確にするために、「細マーク」を廃止し、マーク・アンダーラインによる優先度の指示を、「太マーク」と「4色ボールペンによるアンダーライン」の2段階に絞りました。その際、去年までは「細マーク」の対象だった記載について、優先度に応じて、「太マーク」又は「4色ボールペンによるアンダーライン」に振り分けております。

4. 4色のマーカー・ボールペンの準備

事前に、ブルー・ピンク・オレンジ・グリーンのマーカー、黒・青・赤・緑の4色ボールペンを購入して頂きたいと思います。

なお、下記6・7における色分けがこれまでのご自身の色分けと合わない場合には、ご自身の色分けに従って頂ければと思います。

5. マークとアンダーラインの違い

- ・マーク箇所が最優先です。特に、今期の総まとめ講座では「細マーク」を廃止して、去年までは「細マーク」の対象にしていた記述の半分近くを「4色ボールペンでのアンダーライン」に振り分けていますから、その分だけ「マーク箇所」には重要度の高い記載が集中していることになります。

マーク箇所は、答案にそのまま書くことができるくらい正確に記憶する必要があります。

- ・アンダーライン箇所のうち、黒以外は、答案に書くことによる可能性がそれなりにあるため、仮に答案に書くことになった場合には大幅に意味が変わらない程度には正確に答案に書けるように記憶しておく必要があります。「不正確でも構わないから、それっぽいことを（論点の規範なら判例・受験界通説の規範っぽいこと）は書けるようにしておく」必要があるというイメージです。

※2. 憲法・民法・刑法では、短答対策のために黒以外でのアンダーラインの指示をしている箇所もあります。試験で使う知識には2種類あり、「能動的に使用できる状態にある知識」と「訊かれた

「分かるというくらいの受動的に使用できる状態にある知識」とがあります。短答対策のために黒以外でアンダーラインの指示をしている箇所は、後者の「受動的に使用できる状態にある知識」にしておけば足りるものですから、論文対策のために黒以外でアンダーラインの指示をしている箇所と比べて、要求される記憶水準が異なります。

なお、短答対策のために黒以外でアンダーラインの指示をしている箇所については、講義中に逐一、「ここは短答対策としておさえてください」といった指示をいたします。

- ・黒でのアンダーラインを指示している箇所は、「訊かれたら分かるというくらいの受動的に使用できる状態にある知識」を示すものであり、青・赤・緑の箇所に比べて優先順位が下がります。マーク・アンダーライン箇所のうち、もっとも優先順位が低いです。
- ・まずはマーク箇所から優先して記憶し、マーク箇所の記憶が定着してきたら、アンダーライン箇所まで記憶範囲を広げます。

6. マークの色分けの意味

ブルー	答案にテキストの記載通りに書くことができるくらい、正確に記憶する必要があることであり、マーク箇所のうち最も優先順位が高いです。主として、定義、要件、判例・学説の規範、条文知識などです。 原則・例外のうち、原則部分について使うこともあります。
ピンク	条文の趣旨、論証の理由付け、判例の当てはめ（積極方向の事実・評価）などです。
オレンジ	反対説、反対利益、判例の当てはめ（消極方向の事実・評価）などです。 原則・例外のうち、例外部分について使うこともあります。
グリーン	問題意識、テクニカルタームなどです。4色の中で、最も使用頻度が低いです。

※3. word における色の種類が足りないため、動画内における「 」はピンク、「 」はオレンジを示すものとして使用しております。

7. アンダーラインの色分けの意味

青	条文の趣旨、論証の理由付け、当てはめ（積極方向の事実・評価）などです。 原則・例外のうち、原則部分について使うこともあります。
赤	反対説、反対利益、判例の当てはめ（消極方向の事実・評価）などです。 原則・例外のうち、例外部分について使うこともあります。
緑	問題意識、テクニカルタームなどです。ほとんど使うことはありません。
黒	条文知識、論点の結論、余力があれば記憶してほしい規範、憲法判例の判旨などです。 これらは、「能動的に使用できる状態にある知識」にする必要はなく、「訊かれたら分かるというくらいの受動的に使用できる状態にある知識」にしておけば足りません。憲法判例について、短答対策として目を通しておくべき箇所を示すために使用することが多いです。